

東海村三世代同居・近居住宅支援助成事業

三世代同居・近居住宅支援助成金

村では、世代間の支え合いによる子育て環境の充実に寄与するため、村外から転入し、村内で新たに三世代同居または三世代近居を始めた方に対し、予算の範囲内において、住宅の取得、増築、改築またはリフォームに要した費用の一部を助成しています。



助成対象者（次に掲げるすべての要件を満たす方）

- 平成29年4月1日以降に、子世帯もしくは親世帯または同時にその双方が転入し、三世代同居または三世代近居を開始していること。
- 助成金の交付決定日以降、引き続き三世代同居または三世代近居を1年以上継続する見込みがあること。
- 住宅を取得し、増築し、改築し、もしくはリフォームを行い、その引渡しを受けた日から起算して1年以内に三世代同居もしくは三世代近居を開始していること、または、三世代同居もしくは三世代近居を開始した日から起算して1年以内に住宅を取得し、増築し、改築し、もしくはリフォームを行い、その引渡しを受けていること。
- 子世帯または親世帯のうち、三世代同居または三世代近居が始まる以前から村内に居住している世帯について、所定の構成員に村・県民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税の滞納がないこと。
- 子または親が住宅の取得、増築、改築またはリフォームに係る費用を負担していること。
- 過去に当該親および子の関係によりこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- 交付申請日において、子世帯および親世帯が生活保護法に基づく扶助を受けていないこと。
- 子世帯および親世帯のすべての構成員が、暴力団員等に該当しないこと。

助成対象住宅（次に掲げるすべての要件を満たす住宅）

- 三世代同居または三世代近居のために取得し、増築し、改築し、またはリフォームを行った住宅で、平成29年4月1日以降に引渡しを受けたものであること。
- 賃貸を目的とした住宅でないこと。
- この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがない住宅であること。
- 村長が助成金を交付することが適当でないとする住宅でないこと。



助成対象経費

- 住宅の取得に係る工事請負契約金額または売買契約金額
- 住宅の増築、改築またはリフォームに係る工事請負契約金額

[対象外経費]

- ・土地の取得に係る経費
- ・敷地の造成、門、塀その他外構工事に係る経費
- ・物置、車庫等の購入、設置等に係る経費
- ・家具、家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る経費
- ・併用住宅における住宅部分以外の部分に係る経費
- ・その他村長が適当でないとする経費

※自ら住宅の増築、改築、リフォームを行う場合は助成対象外となります。

※国、茨城県又は村から別に補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額は助成対象経費から控除されます。

助成金額

- 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限額を次のとおりとします。

区分	住宅の取得	住宅の増・改築、リフォーム
三世代同居	20万円	15万円
三世代近居	15万円	10万円

※村内に本店・本社を置く事業所に対する直接発注額が総額10万円を超える場合は、上限額に5万円を加算します。

裏面につづく

申請期間

- 住宅を取得し、増築し、改築し、もしくはリフォームを行い、その引渡しを受けた日から起算して1年以内に三世帯同居もしくは三世帯近居を開始した場合
⇒三世帯同居または三世帯近居を開始した日から起算して1年以内
- 三世帯同居もしくは三世帯近居を開始した日から起算して1年以内に住宅を取得し、増築し、改築し、もしくはリフォームを行い、その引渡しを受けた場合
⇒住宅の引渡しを受けた日から起算して1年以内

申請書類

- 東海村三世帯同居・近居住宅支援助成金交付申請書(様式第1号)
- 子世帯の戸籍全部事項証明書
- 子世帯および親世帯の住民票謄本(助成金の申請日前1ヶ月以内に交付されたもの)
- 孫が、出生後に子と同一の世帯内で同居する予定の胎児のみの場合は、母子健康手帳の写し
- 村・県民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税を完納していることを証明する納税証明書(助成金の申請日前1ヶ月以内に交付されたもの)
※納税証明書の提出の対象者については、あらかじめ村にお問合せください。
- 住宅の取得の場合は、工事請負契約書または売買契約書の写し
- 住宅の増築、改築またはリフォームの場合は、工事請負契約書の写し並びに増築、改築またはリフォームを行った部分の施工前および施工後の状態が確認できる写真
- 住宅の取得、増築、改築またはリフォームに係る費用の支出を証明する書類の写し
- 住宅の引渡しを受けた日を証明する書類の写し
- 同意書(様式第2号)
- その他村長が必要と認める書類



様式第1号および様式第2号は、村公式ホームページからもダウンロードできます。

Q. “三世帯同居”および“三世帯近居”とは。

- A. 「三世帯同居」とは、「子世帯および親世帯が、村内の同一の住宅に居住すること」をいいます。また、「三世帯近居」とは、「子世帯および親世帯が、村内にそれぞれ居住すること(三世帯同居を除く。)」をいいます。なお、いずれの場合も、親世帯および子世帯について、村に住民票が作成されている必要があります。
- ※親のいずれかが介護保険施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他の施設に入所している場合は、「三世帯近居」には該当になりません。

Q. “子世帯”とは。

- A. 助成金の交付を申請する日において、子が同一世帯内で孫を養育し、同居している世帯をいいます。なお、“孫”とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(出生後に子と同一の世帯内で同居する予定の胎児を含む。)をいいます。

【問合せ・申請先】 ※平成30年4月2日以降

東海村 福祉部 子育て支援課

【TEL】029-282-1711(代) 【E-mail】kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp

～ 子育て支援課の事務室は、役場庁舎の4階です ～



※助成事業の内容は、事業の推進に合わせ、予告なく見直す場合があります。あらかじめ御了承ください。